

平成25年4月12日

第2479号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 包括外部監査契約の締結（172・総務課）……………1
- 行政書士試験事務を行う指定試験機関の名称の変更（173・総務課）……………1
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づき知事が定める額の一部改正（174・人事課）……………2
- 狩猟免許試験並びに狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習の実施（175・自然保護課）……………2
- 肉用子牛生産安定等特別措置法による指定協会の指定の解除（176・畜産振興課）……………4
- 肉用子牛生産安定等特別措置法による指定協会の指定（177・畜産振興課）……………4
- 特定計量器定期検査の実施（178・産業政策課）……………4
- 証紙売りさばきの廃止の届出（179・会計課）……………6
- 証紙売りさばき人の指定（180・会計課）……………6

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）……………7
- 条件付き一般競争入札の実施（技術管理課）……………7
- 土地改良区の定款変更の認可（北秋田地域振興局農林部）2件……………8
- 土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）3件……………8
- 県営土地改良事業工事の完了（山本地域振興局農林部）……………9
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）……………9
- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）3件……………10
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（由利地域振興局農林部）……………10
- 土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）……………11
- 土地改良区の役員の就任の届出（仙北地域振興局農林部）……………11

公安委員会告示

- 検定合格者審査の実施（40・生活安全企画課）……………11

告 示

秋田県告示第172号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり平成25年度の包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定に基づき、告示する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
平成25年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
執務費用及び実費とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
佐久間 清 光
神奈川県藤沢市鶴沼桜が岡四丁目5番7号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
契約の定めるところによる。

秋田県告示第173号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の4第2項の規定により、指定試験機関財団法人行政書士試験研究センターから次のとおりその名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 変更後の指定試験機関の名称
一般財団法人行政書士試験研究センター
- 2 変更の年月日
平成25年4月1日

秋田県告示第百七十四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づき知事が定める額（平成四年秋田県告示第五百九十二号）の一部を次のように改正する。

この告示による改正後の表の規定は、平成二十五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十五年四月十二日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、五〇三円	一三、九三五円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇〇七円	一三、九三五円
二十五歳以上三十歳未満	五、六一八円	一三、六三四円
三十歳以上三十五歳未満	六、一一二円	一六、一三〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、五二七円	一八、五三五円
四十歳以上四十五歳未満	六、七四一円	二二、九一一円
四十五歳以上五十歳未満	六、八六一円	二四、四五五円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七九円	二四、九九五円
五十五歳以上六十歳未満	五、八一二円	二三、一七一円
六十歳以上六十五歳未満	四、六八三円	一九、八一六円
六十五歳以上七十歳未満	三、九五〇円	一四、三七六円
七十歳以上	三、九五〇円	一一、九三五円

秋田県告示第175号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定による平成25年度狩猟免許試験並びに同法第51条の規定による狩猟免許の更新に係る平成25年度の適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項及び同施行規則第59条第2項において準用する同施行規則第51条第2項の規定に基づき、公示する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 狩猟免許試験
 - (1) 日時及び場所

日	時	場 所
平成25年7月13日（土）	午後1時	大仙市大曲日の出町二丁目7番53号 大仙市大曲交流センター
平成25年8月11日（日）	午後1時	秋田市河辺戸島字上祭沢38番地の4 秋田県森林学習交流館プラザクリプトン

平成25年9月8日(日) 午後1時	北秋田市上杉字中山沢128番地 県立北欧の杜公園パークセンター
平成25年12月8日(日) 午後1時	秋田市河辺戸島字上祭沢38番地の4 秋田県森林学習交流館ブラザクリプトン

(2) 試験科目

ア 知識試験

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具及び鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。

イ 適性試験

視力、聴力及び運動能力について行う。

ウ 技能試験

狩猟免許の種別に応じ、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別等の課題について行う。

2 狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習

(1) 日時及び場所

日	時	場 所
平成25年6月27日(木)	午前9時	北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1 北秋田地域振興局
平成25年7月21日(日)	午後1時	秋田市上北手荒巻字堺切24番地の2 遊学舎
平成25年8月28日(水)	午前9時	大仙市大曲上栄町13番62号 仙北地域振興局
平成25年9月25日(水)	午後1時	秋田市上北手荒巻字堺切24番地の2 遊学舎

(2) 適性検査及び講習の内容

ア 適性検査

視力、聴力及び運動能力について行う。

イ 講習

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具及び鳥獣並びに鳥獣の保護管理について、3時間以上の講習を行う。

3 狩猟免許試験の受験及び狩猟免許の更新に必要な書類

(1) 狩猟免許試験の受験

ア 狩猟免許申請書

イ 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

エ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

(2) 狩猟免許の更新

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

4 申請用紙の交付

狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書の用紙は、平成25年5月7日から狩猟免許試験日並びに狩猟免許更新に係る講習及び適性検査日(以下「狩猟免許更新日」という。)の2日前まで、秋田県生活環境部自然保護課及び各地域

振興局森づくり推進課において交付する。

なお、郵送により申請書の用紙を請求する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」又は「狩猟免許更新申請書請求」と朱書きし、80円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

5 申請書類の提出期間及び提出場所

- (1) 申請書類は、平成25年5月7日から狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の2日前までに住所地を所管する地域振興局長に提出すること。
- (2) 申請書類を直接持参する場合の受付時間は、(1)の期間（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 申請書類を郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許試験」又は「狩猟免許更新」と朱書きし、書留郵便で送付すること。

この場合は、狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の7日前までに到着したものに限り受け付ける。

6 狩猟免許試験日及び狩猟免許更新日における受付

開始時刻の30分前から受け付ける。

なお、当日は、狩猟免許試験にあっては、所管地域振興局長から交付された受験票を、狩猟免許更新にあっては、本人であることを証するもの（秋田県猟友会員手帳等）を持参すること。

7 狩猟免許試験及び狩猟免許更新についての問い合わせ先

秋田県生活環境部自然保護課及び各地域振興局森づくり推進課

秋田県告示第176号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第9条第1項の規定による同法第6条第1項の指定の解除を次のとおり行ったので、同法第9条第2項において準用する同法第7条第4項の規定に基づき、公示する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 指定を解除した法人

- (1) 名称 社団法人秋田県農業公社
- (2) 事務所の所在地 秋田市土崎港北二丁目17番70号

2 指定解除年月日 平成25年3月31日

秋田県告示第177号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第7条第1項の規定により、同法第6条第1項の指定を次のとおり行ったので、同法第7条第4項の規定に基づき、公示する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 指定した法人

- (1) 名称 公益社団法人秋田県農業公社
- (2) 事務所の所在地 秋田市土崎港北二丁目17番20号

2 指定年月日 平成25年4月1日

秋田県告示第178号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定に基づき、公示する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 検査対象区域、検査対象特定計量器、期日、時間及び場所

検査対象区域	検査対象特定計量器	検査期日	検査時間	検査場所
八郎潟町	非自動はかり及び分銅	平成25年5月14日	午前10時から 午前11時30分まで	八郎潟町農村環境改善センター
井川町	〃	平成25年5月14日	午後1時30分から 午後3時まで	井川町健康センター
潟上市	〃	平成25年5月15日	午前10時から 午後3時30分まで	潟上市昭和公民館
		平成25年5月16日	午前9時30分から 午前11時30分まで	潟上市天王公民館

五城目町	非自動はかり及び分銅	平成25年5月16日	午後1時30分から 午後3時30分まで	五城目町広域体育館
男鹿市	〃	平成25年5月22日	午前10時から 午前11時30分まで	男鹿市役所脇本出張所
		平成25年5月22日	午後1時30分から 午後3時まで	若美コミュニティセンター（大集会室）
		平成25年5月23日	午後1時30分から 午後3時30分まで	男鹿市役所北浦出張所
		平成25年5月24日	午前10時から 午後2時まで	男鹿市役所本庁舎（1階市民ホール）
三種町	〃	平成25年5月27日	午後1時30分から 午後3時まで	八竜農村環境改善センター
		平成25年5月28日	午前10時から 午前11時30分まで	三種町琴丘公民館
		平成25年5月28日	午後1時30分から 午後3時30分まで	三種町山本公民館
八峰町	〃	平成25年5月29日	午前10時30分から 午後0時30分まで	峰栄館
		平成25年5月29日	午後2時から 午後4時まで	八峰町文化交流センター（文化ホール）
藤里町	〃	平成25年6月17日	午後1時30分から 午後3時30分まで	藤里町除雪センター
能代市	〃	平成25年6月18日	午前10時から 午後3時まで	能代市二ツ井公民館
		平成25年6月19日	午前10時から 午後3時まで	能代市山本広域交流センター
		平成25年6月20日	午前10時から 午後3時まで	
		平成25年6月21日	午前10時から 午後3時まで	
上小阿仁村	〃	平成25年6月25日	午前10時30分から 午前11時30分まで	上小阿仁開発センター（集会室）
北秋田市	〃	平成25年6月25日	午後1時30分から 午後3時30分まで	北秋田市阿仁山村開発センター
		平成25年6月26日	午前9時30分から 午前11時30分まで	北秋田市森吉総合スポーツセンター
		平成25年6月26日	午後2時から 午後4時まで	合川体育館
		平成25年6月27日	午前10時から 午後3時30分まで	鷹巣体育館
大潟村	〃	平成25年6月28日	午前10時30分から 午後0時30分まで	大潟村村民センター
鹿角市	〃	平成25年9月10日	午後1時から 午後4時まで	鹿角地域交流センター
		平成25年9月11日	午前9時から 午後4時まで	
		平成25年9月12日	午前9時から 午後3時まで	
小坂町	〃	平成25年9月13日	午前9時30分から 午前11時まで	小坂町交流センター・セパーム
大館市	〃	平成25年9月13日	午後1時30分から 午後2時30分まで	北地区コミュニティセンター

- 2 特定計量器の所在の場所で行う検査の期日
平成25年5月14日から平成26年3月31日まで
- 3 特定計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、3日以上を受検希望期日を選定し、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第2項の規定により、申請すること。
- 4 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人秋田県計量協会

秋田県告示第179号

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第57条第4項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第59条の規定に基づき、告示する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名

鹿角市花輪字六月田1	社団法人日本食品衛生協会秋田県支部鹿角支所
大館市十二所字平内新田237-1	社団法人日本食品衛生協会秋田県支部大館支所
北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1	社団法人日本食品衛生協会秋田県支部北秋田支所
能代市御指南町1番10号	社団法人日本食品衛生協会秋田県支部能代支所
潟上市昭和乱橋字古開172番地1	社団法人日本食品衛生協会秋田県支部秋田中央支所
秋田市八橋南一丁目8番3号	社団法人日本食品衛生協会秋田県支部秋田支所
由利本荘市水林408番地	社団法人日本食品衛生協会秋田県支部本荘支所
仙北市角館町小勝田間野54-5	社団法人日本食品衛生協会秋田県支部角館支所
大仙市大曲上栄町13番62号	社団法人日本食品衛生協会秋田県支部大曲支所
横手市旭川一丁目3番46号	社団法人日本食品衛生協会秋田県支部横手支所
湯沢市千石町二丁目1番10号	社団法人日本食品衛生協会秋田県支部湯沢支所

秋田県告示第180号

秋田県証紙条例(昭和39年秋田県条例第35号)第6条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき場所	指定年月日
鹿角市花輪字六月田1 鹿角食品衛生協会	鹿角市花輪字六月田1	平成25年4月1日
大館市十二所字平内新田237-1 大館食品衛生協会	大館市十二所字平内新田237-1	平成25年4月1日
北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1 北秋田食品衛生協会	北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1	平成25年4月1日
能代市御指南町1番10号 能代山本食品衛生協会	能代市御指南町1番10号	平成25年4月1日
潟上市昭和乱橋字古開172番地1 秋田中央食品衛生協会	潟上市昭和乱橋字古開172番地1	平成25年4月1日
秋田市八橋南一丁目8番3号 秋田食品衛生協会	秋田市八橋南一丁目8番3号	平成25年4月1日
由利本荘市水林408番地 由利本荘食品衛生協会	由利本荘市水林408番地	平成25年4月1日

仙北市角館町小勝田間野54-5 角館食品衛生協会	仙北市角館町小勝田間野54-5	平成25年4月1日
大仙市大曲上栄町13番62号 大曲食品衛生協会	大仙市大曲上栄町13番62号	平成25年4月1日
横手市旭川一丁目3番46号 横手食品衛生協会	横手市旭川一丁目3番46号	平成25年4月1日
湯沢市千石町二丁目1番10号 湯沢雄勝食品衛生協会	湯沢市千石町二丁目1番10号	平成25年4月1日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成25年2月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ほのぼの
- 3 代表者の氏名
金 登美一
- 4 主たる事務所の所在地
秋田市大町二丁目5番1号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障がい者（児）に対して、地域で自立して心豊かに生活を営み、地域社会に参加していくために必要なマナーとルールなどの適応性を育成し、また軽印刷作業、軽作業、IT事業を通じて技術の習得訓練、勤労意欲の向上、自主・協調性の向上を目指し、障がい者（児）の自立支援、福祉のまちづくりに寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更内容
 - (1) 事業

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名
平成25年度 電算端末等操作障害復旧業務委託 GK25-Y3
 - (2) 業務概要
障害復旧等対応 一式
 - (3) 履行期限
平成26年3月31日まで
 - (4) 業務場所
別途指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 本店又は営業所を秋田県内に有すること。
 - (3) 物品の製造の請負、買入等に係る指名競争入札参加資格の審査要綱に基づいて作成された物品供給業者等登録名簿に入札資格があると認められる者として、営業種目OA機器・通信用機械器具類に登載されていること。

- (4) 本業務と同種又は類似業務（パソコンやサーバ、システム等の運用保守、障害復旧業務等）を元請として履行した実績があること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (7) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 設計図書等を示す場所等

- (1) 本業務に係る仕様書、契約書（案）、金額を記載しない内訳書、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設部技術管理課積算管理班
（電話018-860-2419）

(2) 交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年4月12日（金）から同月19日（金）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成25年4月22日（月）午後1時30分

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁6階西フロア会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第160条及び第161条に規定するところによる。ただし、財務規則第162条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

6 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

財務規則第166条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北秋田市綴子土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月4日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐竹 敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、北秋田市鷹巣土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月4日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐竹 敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、二ツ井白神土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月4日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐竹 敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、峰浜土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月4日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、能代市種土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月4日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、公告する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 県営土地改良事業（藤琴地区農地集積加速化基盤整備事業）
完了年月日 平成25年3月27日
- 2 県営土地改良事業（外ノ沢地区地域用水環境整備事業（生物多様性対応型））
完了年月日 平成25年2月28日
- 3 県営土地改良事業（矢崎地区ため池等整備事業）
完了年月日 平成25年2月6日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、男鹿東部土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

男鹿市船越字サッピ37番地1

〃 脇本脇本字飯ノ町36番地

〃 〃 字脇本212番地

〃 脇本百川字方丈田135番地2

〃 脇本富永字飯ノ森51番地1

〃 脇本浦田字菅ノ沢85番地3

〃 船越字那場掛31番地1

〃 〃 字本町3番地

〃 脇本百川字相ノ沢5番地1

〃 脇本浦田字鯖ノ沢160番地4

〃 払戸字横長根180番地

〃 脇本樽沢字神明下74番地2

〃 脇本富永字大倉51番地

鈴木 清

小山田 武夫

下間 正人

佐藤 一雄

佐藤 信敏

小玉 鉄男

米谷 正明

天野 耕悦

武藤 東吉

三浦 勝弘

小松 二千六

鎌田 誠

吉田 陽一

2 就任理事の住所及び氏名

男鹿市船越字サッピ37番地1

〃 脇本脇本字飯ノ町36番地

〃 〃 字脇本212番地

〃 脇本百川字方丈田135番地2

〃 船越字本町3番地

〃 脇本浦田字鯖ノ沢160番地4

〃 脇本富永字飯ノ森28番地2

〃 脇本百川字相ノ沢5番地1

〃 脇本浦田字菅ノ沢85番地3

〃 船越字那場掛31番地1

〃 払戸字横長根180番地

〃 脇本富永字大倉51番地

〃 脇本樽沢字神明下74番地2

鈴木 清

小山田 武夫

下間 正人

佐藤 一雄

天野 耕悦

三浦 勝弘

渡部 正英

武藤 東吉

小玉 鉄男

米谷 正明

小松 二千六

吉田 陽一

鎌田 誠

3 退任監事の住所及び氏名

男鹿市脇本脇本字脇本108番地
 〃 脇本百川字夏張59番地1
 〃 船越字根木339番地

関 山 富美雄
 佐 藤 好 節
 大 野 広四郎

4 就任監事の住所及び氏名

男鹿市船越字根木339番地
 〃 脇本百川字夏張59番地1
 〃 脇本脇本字脇本184番地2

大 野 広四郎
 佐 藤 好 節
 高 桑 由 文

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、雄和中央土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月2日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、男鹿東部土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月3日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、八郎潟西部干拓地区土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月5日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、内越土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

由利本荘市内越字漆畑186番地
 〃 山田字細越1番地
 〃 川口字家ノ後357番地
 〃 福山字畑添64番地
 〃 大浦字中崎66番地4
 〃 中館字上場口166番地
 〃 内黒瀬字古屋敷142番地
 〃 土谷字谷地53番地
 〃 赤田字金山16番地
 〃 〃 字蓮池7番地

佐々木 紘 一
 田 口 光 雄
 三 浦 和 則
 田 仲 忠 雄
 能登屋 貞 敏
 堀 善 一
 川 津 利 幸
 佐 藤 剛
 加 藤 英 一
 工 藤 彰

2 就任理事の住所及び氏名

由利本荘市川口字家ノ後357番地
 〃 赤田字蓮池7番地
 〃 内越字漆畑186番地
 〃 中館字上場口166番地
 〃 内黒瀬字古屋敷142番地
 〃 大浦字中崎66番地4
 〃 福山字畑添64番地
 〃 赤田字金山16番地
 〃 畑谷字大坪122番地1
 〃 土谷字谷地53番地

三 浦 和 則
 工 藤 彰
 佐々木 紘 一
 堀 善 一
 川 津 利 幸
 能登屋 貞 敏
 田 仲 忠 雄
 加 藤 英 一
 富 樫 隆 夫
 佐 藤 剛

3 退任監事の住所及び氏名

由利本荘市赤田字後田2番地
 〃 川口字家妻173番地2

田 口 作 内
 小 川 久

由利本荘市中館字家ノ前166番地

齋 藤 貞 雄

4 就任監事の住所及び氏名

由利本荘市赤田字後田2番地

田 口 作 内

〃 牛寺字川原ノ上28番地

吉 尾 金 雄

〃 川口字家妻173番地2

小 川 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、本荘東由利土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月4日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県仙北平野土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月12日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任監事の住所及び氏名

仙北郡美郷町境田字片田24番地

森 本 武 廣

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第40号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定に基づき公示する。

平成25年4月12日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

1 検定合格者審査の種別及び級、日時並びに場所

警備業務の種別及び級	日 時	場 所
空港保安警備業務1級	平成25年5月29日（水） 午後1時30分から午後4時まで	秋田市寺内字神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター
空港保安警備業務2級		
施設警備業務1級		
施設警備業務2級		
交通誘導警備業務1級		
交通誘導警備業務2級		
核燃料物質等危険物運搬警備業務1級		
核燃料物質等危険物運搬警備業務2級		
貴重品運搬警備業務1級		
貴重品運搬警備業務2級		

2 検定合格者審査の方法

学科試験及び実技試験により判定する。

なお、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

3 定員

30人とする。(先着順とし、定員になり次第受付を締め切る。この定員は、1の警備業務の種別及び級の審査を受ける者のすべてを合わせた総数とする。)

4 対象者

- (1) 秋田県公安委員会が発行した旧検定合格証(検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)の規定により行われた1級又は2級の検定合格証をいう。以下同じ。)の交付を受けている者
- (2) 秋田県公安委員会以外の公安委員会が発行した旧検定合格証の交付を受けている者で、秋田県内に住所地があるもの又は秋田県内の営業所に所属する警備員
- (3) (1)及び(2)とも、検定規則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。

5 検定合格者審査の内容

検定合格者審査は、次に掲げる学科試験及び実技試験を行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 申請手続

(1) 受付期間

平成25年4月22日(月)から同月26日(金)までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類等

- ア 審査申請書 1通
- イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1枚
- ウ 旧検定合格証の写し 1通
- エ 秋田県公安委員会以外の公安委員会が発行した旧検定合格証の交付を受けている者にあつては、次のいずれかの書面 1通
 - (ア) 秋田県内に住所地がある者は、住所地が秋田県内に有することを疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)
 - (イ) 秋田県外に住所地がある者は、警備業務に従事し、かつ、秋田県内の営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書等)
- オ 代理人が提出する場合は、本人の委任状(郵送による申請はできません。)

7 審査申請書等の提出先

- (1) 住所地又は所属する営業所の所在地を管轄する警察署
- (2) 秋田県公安委員会が発行した旧検定合格証の交付を受けている者で、秋田県内に住所地がなく、かつ、秋田県内の営業所に属しない者にあつては、県内いずれか一の警察署

8 手数料

4,700円

審査申請書を提出する際、秋田県収入証紙により納付すること。ただし、審査申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は検定合格者審査を受けなかった場合には、手数料は返還しない。

9 その他

- (1) 検定合格者審査に際しては、旧検定合格証、筆記用具及び運動靴(上履き)を必ず持参すること。
- (2) 検定合格者審査は、同時に2以上の種別、級に係る審査を受検することはできない。
- (3) 検定合格者審査当日は、開始30分前から受付を開始するので、申請者は、旧検定合格証を係員に示して受付を終えること。
- (4) 検定合格者審査について不明な点は、秋田県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話018-863-1111内線3043)に問い合わせること。